

毎週火、金曜日発行（但休日、土曜ときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

◇告示  
 原子爆弾被爆者一般疾病医療機関の所在地の変更の届出  
 国民健康保険法による登録があつたものとみなされるもの  
 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出の受理  
 土地の公用廃止

## 告示

### 鳥取県告示第二百八十七号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十五条第一項の規定により、被爆者一般疾病医療機関から所在地の変更の届出があつたので、同規則同

条第二項の規定により告示する。

昭和三十九年五月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

医療機関名	旧所在地	新所在地	変更年月日
県立 厚生病院	倉吉市越殿 町一、四〇	倉吉市下田中 字東志具手三 四三	昭和三十八年 十二月二十日

鳥取県告示第二百八十八号  
 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

### 鳥取県告示第二百八十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により、同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十九年五月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

記号番号氏名登録年月日  
鳥国医一、〇二九 正一和朗 昭和三十九年三月三日

鳥取県告示第二百八十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十九年五月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中井 猛 夏

療養取扱機関名

所在地

国民健康保険法第三十七条第五項による申出都道府県名

受理年月日

中會医院 米子市角盤町三ノ一三

東京都

昭和三十九年三月六日

湖東医院 鳥取市湖山下浜 一、二一〇の一六 全国 三月十日  
都田医院 米子市紺屋町一三 六の三 〃 〃 二月二十二日

鳥取県告示第二百九十号

次の土地は、昭和三十九年五月八日限り公用を廃止した。

昭和三十九年五月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中井 猛 夏

場

所在地目面積

米子市両三柳字御免地道東

道路敷 六坪八合六勺

〃

水路敷 二二坪九合六勺

〃

堤塘敷 一六坪六合六勺

米子市両三柳字新川西

道路敷 一、一七六坪五合

〃

水路敷 七六二坪六勺

〃

堤塘敷 一、〇四一坪六合三勺

米子市両三柳字深地尻 水路敷 二五二坪二合三勺

米子市両三柳字御免地西沖 道路敷 五五四坪七勺

〃 水路敷 七六〇坪一合一勺

米子市両三柳字忠次郎道西 道路敷 九〇五坪三合三勺

〃 水路敷 二〇四坪三合六勺

〃 堤塘敷 一三九坪九合二勺

米子市両三柳字幸助道左右 道路敷 九六七坪二合五勺

〃 水路敷 七四四坪五合四勺

〃 堤塘敷 二二三坪一合三勺

米子市両三柳字治平道左右 道路敷 一、六七七坪四合六勺

〃 水路敷 八九五坪四合一勺

関係図面は、鳥取県土木部管理課に保管